

# 2016年度 判断基準変更のご案内

## 01

### オフィス家具等に関する特定調達品目及びその判断基準について

#### 01-1

#### オフィス家具等の品目及び判断基準等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針：2016年2月閣議決定）

##### (1) 品目及び判断の基準等

■品目 ●いす ●机 ●棚 ●収納用什器(棚以外) ●ローパーティション ●コートハンガー ●傘立て ●掲示板 ●黒板 ●ホワイトボード

##### ■判断の基準

●大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器にあっては①及び⑤の要件を、それ以外の場合にあっては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②及び⑥、木質の場合は③及び⑦、紙の場合は④及び⑧の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。

①表1に示された区分の製品にあっては、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合にあっては、イ及びウの要件を満たすこと。

- ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。
- イ. 単一素材分解可能率が85%以上であること。
- ウ. 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。

②次のいずれかの要件を満たすこと。

- ア. 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。
- イ. 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。

③次の要件を満たすこと。

- ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
- イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/mfh以下又はこれと同等のものであること。

④次の要件を満たすこと。

- ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。
- イ. 紙の原料にパーজনパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたパーজনパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパーজনパルプには適用しない。

⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。

##### ■配慮事項

①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

②使用される塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。

③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。

④材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。

⑤材料に紙が含まれる場合でパーজনパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたパーজনパルプを除く。

⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

⑦包装材料等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

##### ■備考

1. 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

2. 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいう。

3. 判断の基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。  

$$\text{単一素材分解可能率(\%)} = \frac{\text{単一素材まで分解可能な部品数}}{\text{製品部品数}} \times 100$$
 次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

①盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品(錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等)

②部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品(ヒンジ、引出レール等)

③日本工業規格又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ

4. 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「2. 紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。

5. 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

6. 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

7. 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、プラスチック重量に占める、植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

8. 放散速度が0.02mg/mfh以下と同等のものとは、次によるものとする。

- ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1031に適合するオフィス用机・テーブル、JIS S 1032に適合するオフィス用いす、JIS S 1039に適合する書架・物品棚、及びJIS S 1033に適合するオフィス用収納家具は、本基準を満たす。
- イ. 上記ア. 以外の木質材料については、JIS A 1460の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

9. 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器(収納庫)の棚板に係る機能重量の基準

区 分	基準
収納庫(カルテ収納棚等の特殊用途は除く。)の棚板	0.1
棚(書架・軽量棚・中量棚)の棚板	0.1

備考) 棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

機能重量の基準 = 棚板重量(kg) ÷ 棚耐荷重(kg)

表2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目 的	評価項目	評価基準
リデュース 配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル 配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料 部品の分離・分解 の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡単に分離・分解できる接合方法であること。 その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての 利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。 材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

※赤い文字は前年度より変更または、追加された部分です。